

9大疾病補償保険

団体特定疾病債務補償保険

収入が続くことが前提の住宅ローン。

もしも収入が途絶えることになったら…。

③大疾病

がん

急性心筋梗塞

脳卒中

⑥つの

高血圧症

糖尿病

慢性膵炎

慢性疾患

肝硬変

慢性腎不全

ウイルス肝炎

9大疾病

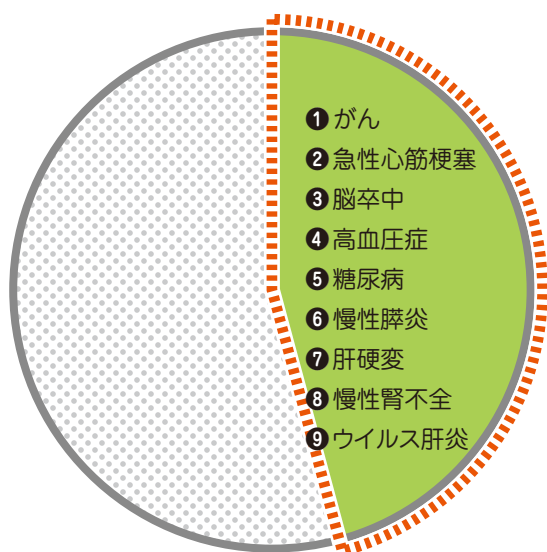
9大疾病により、所定の条件*に該当し、
住宅ローンの返済が困難となった場合…

*所定の条件については、本パンフレットに記載の
「9大疾病補償保険の概要」等をご覧ください。

その時点の住宅ローン残高が

0円に!!

9大疾病補償で、 幅広い病気のリスクに備えることができます。



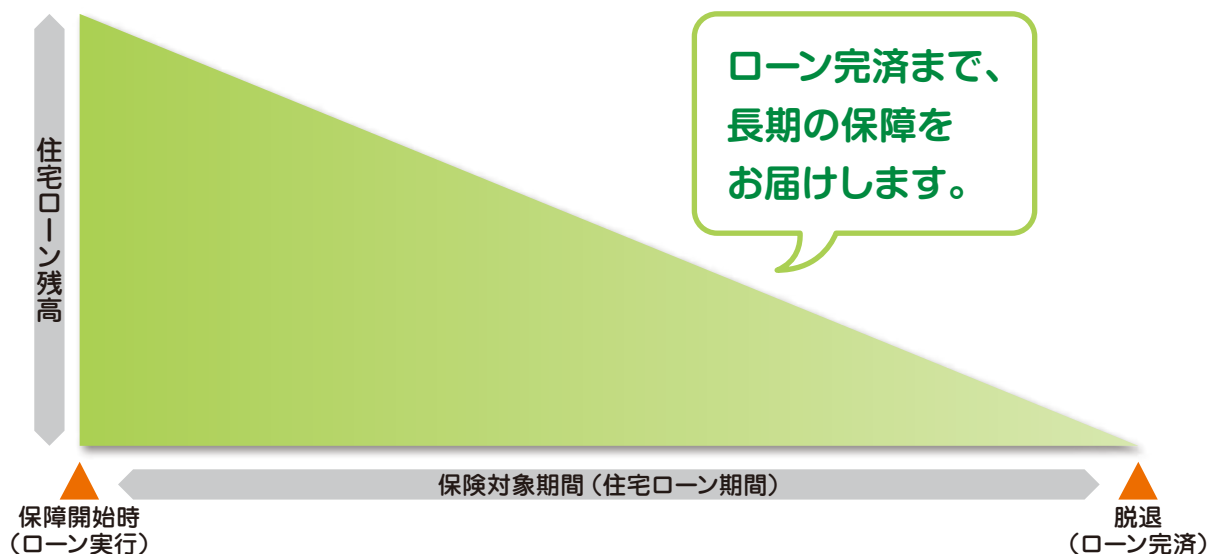
30歳以上の男性の死亡原因…

なんと約 **2人に1人** が
「**9大疾病**」なんです。

*厚生労働省「人口動態調査」2017年より作成
期間：2017年1月～12月
*男性30代以上を対象としています。
*死亡原因の約46.2%が9大疾病です。

9大疾病は今や誰もがかかる可能性のある病気となっているといえます。

すでに「がん保険」等にご加入の方もいらっしゃると思いますが、
医療費相当額のみを保障するものが一般的です。
この「9大疾病補償保険」では、
住宅ローンのご返済を保障することができるのが特長です。



住宅ローン債務残高相当額が保険金としてJAに支払われ、住宅ローンが全額返済されます。
ローン完済日前に満80歳に達した場合は、その月の末日までが保険対象期間となります。

9大疾病補償保険の概要

次のいずれかの疾病により所定の状態となった場合、所定の保険金がJAに支払われ、住宅ローン利用者の住宅ローン残高が0円になります。

なお、お支払いする保険金は、保険金のお支払い事由に該当した時の住宅ローン残高に応じて決定されます（詳細はP. 4以降の「重要事項のご説明」をご参照ください。）。

【対象となる9大疾病】

疾 病	所 定 の 状 態
① がん	保険対象期間内に、生まれて初めて悪性新生物（上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保険対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
② 急性心筋梗塞	保険対象期間内に、急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
③ 脳卒中	保険対象期間内に、脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
④ 高血圧症 ⑤ 糖尿病 ⑥ 慢性膵炎 ⑦ 肝硬変 ⑧ 慢性腎不全 ⑨ ウイルス肝炎	保険対象期間内に、高血圧症、糖尿病、慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全またはウイルス肝炎を発病し、その疾病により被保険者（保障の対象となる方）の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が、その状態となった日からその日を含めて365日以上継続したとき

お借り入れの住宅ローン残高はご返済により少なくなっていますが、「9大疾病補償保険」では、保険金のお支払い事由に該当したときの住宅ローン残高を保障します。



留意事項

* P. ④以降の「重要事項のご説明」とあわせてご覧ください。

ご加入について	年 齢	加入可能な加入時の年齢範囲は、20歳から50歳までとなります。
	告 知	健康状態を「団体特定疾病債務補償保険 被保険者加入申込書兼告知書（以下「加入申込書」といいます。）」で告知していただきます。告知の内容や共栄火災で保有する情報等によっては、ご加入をお断りする場合がありますので、ご了承ください。
	医師の診査	借入金額が5,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。なお、健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。
	保険対象期間	保険対象期間の開始時は、資金受取時（資金を分割して受け取る場合には、初回資金受取時）となります。また、保険対象期間の終了日はローン債務を完済した日となりますが、それ以前に満80歳に達した場合は、その月の末日となります。
告知義務違反による解除	告知に際し、事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されまると、保険金が支払われない等の不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。	
保険金が支払われない場合	①「加入申込書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除された場合（ただし、「保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との間に因果関係がないことを確認できた場合は、保険金をお支払いします。） ②保険対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定された場合 ③保険対象期間の開始前に急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、慢性腎不全、慢性肝炎、肝硬変、糖尿病またはウイルス肝炎を発病した場合 ④被保険者に詐欺等の行為があった場合や保険金を詐取する目的で保険金支払事由を発生させた場合、被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険契約の全部または一部が取り消され、または解除された場合	

* 9大疾病補償保険（団体特定疾病債務補償保険）は、農林中央金庫を保険契約者、共栄火災海上保険株式会社を引受保険会社、農林中央金庫の会員であるJAと住宅ローンの金銭消費貸借契約を締結するローン債務者を被保険者とする保険（団体契約）であり、共済ではありません。

健康状態等告知確認書 ～正しく告知いただくためにご確認ください事項～

1. 告知の重要性について

■ 損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。被保険者（保障の対象となる方）間の公平性を保つため、被保険者にはご加入に際し、健康状態等について告知をしていただく義務（告知義務）があります。

2. 加入申込書「告知事項欄」の質問事項にはありのままを告知（ご記入）ください

■ ご加入にあたっては、加入申込書「告知事項欄」の質問事項（過去の傷病歴、現在の健康状態等）について、事実をありのままに正確に告知してください。

■ 書面にてご回答いただいたことが告知となります。JAの職員や共栄火災の社員にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人が、加入申込書「告知事項欄」にご回答ください。

3. 正しく告知いただかなかった場合の取扱い

■ 加入申込書「告知事項欄」の質問事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、共栄火災は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただくことがあります。

■ 告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金支払事由が発生していても保険金のお支払いをすることができません。ただし、「保険金支払事由」と「解除の

原因となった事実」の因果関係によっては、保険金のお支払いができることがあります。

4. 傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い

■ 共栄火災では、被保険者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じた引受対応を行っております。この保険では、健康状態等の告知の内容や医師の診査の結果（または健康診断結果表等の内容）により、ご加入をお断りさせていただくこともあります。

5. 告知いただいた内容の共栄火災による確認について

■ 共栄火災の社員または共栄火災が委託した担当者が、ご加入後または保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。

6. 保険対象期間の開始前の発病等の取扱い

■ 正しく告知をいただいた場合でも、ご加入いただいた保険の保険対象期間の開始前に発病していた疾病については、保険金をお支払いできません。

(※) この書面による説明および加入申込書「告知事項欄」の質問事項にご不明な点がございましたら、どのようなことでもJAの職員や共栄火災の社員にご質問いただき、全てご理解いただいた時点でご加入いただきますようお願い申し上げます。

重要事項のご説明

9大疾病補償保険
(団体特定疾病債務補償保険)

にご加入いただくお客様へ

この書面では、団体特定疾病債務補償保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 …… 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 …… ご加入に際して加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

保険商品の内容は、保険種類に応じた保険約款等によって定まります。この書面は、保険商品に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については金融機関（組合）または共栄火災にお問い合わせください。

▶ 被保険者になる方は、ご家族の方にもこの保険の内容（保険会社名、お支払いする保険金の内容等）をお伝えください。

用語のご説明

保障の対象者等	保険契約者 … 保険会社と保険契約を締結する金融機関等の団体をいいます。 被保険者 … 保険契約により保障の対象となる方をいいます。
保険金	保険金 … 保険契約により保険金をお支払いする事由に該当した場合に、保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額 … 保険契約により保険金をお支払いする事由に該当した場合に、保険会社がお支払いする保険金の額をいいます。
その他	危険 … 特定疾病の発生の可能性をいいます。 特定疾病 … この保険の保険約款等により保障される疾病をいい、下記「特定疾病の定義」に記載の疾病をいいます。 保険対象期間 … 融資実行日から、P.6の「3 ご加入後におけるご注意事項 (1)被保険者の脱退」に記載の脱退日までの期間をいいます。

特定疾病の定義

2009年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、下表の基本分類コード番号に規定される内容によります。

特定疾病	分類項目	基本分類コード	特定疾病	分類項目	基本分類コード
悪性新生物(がん) (注)	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14	脳卒中	くも膜下出血	I60
	消化器の悪性新生物	C15～C26		脳内出血	I61
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39		脳梗塞	I63
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41	高血圧症	本態性（原発性〈一次性〉）高血圧（症）	I10
	皮膚の悪性黒色腫	C43		高血圧性心疾患	I11
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49		高血圧性腎疾患	I12
	乳房の悪性新生物	C50		高血圧性心腎疾患	I13
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58		二次性（続発性）高血圧（症）	I15
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63	糖尿病	インスリン依存性糖尿病（IDDM）	E10
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68		インスリン非依存性糖尿病（NIDDM）	E11
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72		栄養障害に関連する糖尿病	E12
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75		その他の明示された糖尿病	E13
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80		詳細不明の糖尿病	E14
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96	慢性腎不全	慢性腎不全	N18
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97	肝硬変	アルコール性肝硬変	K70.3
	真正赤血球増加症<多血症>	D 45		原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	骨髄異形成症候群	D 46		続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D 47）のうち慢性骨髄増殖性疾患	D 47.1 D 47.3		胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D 47）のうち本態性（出血性）血小板血症	D 47.1 D 47.3		その他および詳細不明の肝硬変	K74.6
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21	慢性肝炎	アルコール性慢性肝炎	K86.0
	再発性心筋梗塞	I22		その他の慢性肝炎	K86.1
			ウイルス肝炎	急性A型肝炎	B15
				急性B型肝炎	B16
				その他の急性ウイルス肝炎	B17
				慢性ウイルス肝炎	B18
				詳細不明のウイルス肝炎	B19

(注)「悪性新生物」には、「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は含まれません。

また、悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが右記のものをいいます。

第5桁性状コード	
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位
	悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

1 加入申込前におけるご確認事項

(1) 団体契約のご説明 契約概要

加入の申込みをされる保険契約は、農林中央金庫を**保険契約者**とし、共栄火災海上保険株式会社を引受保険会社とする、団体特定疾病債務補償保険普通保険約款および協定書に基づく団体契約です。

なお、この保険契約の保険料は、お借り入れのJAが負担する仕組みとなっています。

(2) 商品の仕組み 契約概要

被保険者が**特定疾病**を発病し、**保険金**をお支払いする事由に該当した場合に、金融機関（組合）に**保険金**が支払われ、対象の住宅ローンが全額返済されます。

被保険者は、金融機関（組合）と金銭消費貸借契約を締結する住宅ローンのローン債務者（注）のうち、**保険対象期間**の初日において満20歳以上満50歳以下で、共栄火災が加入を承諾した方です。

（注）連帯債務の場合は、主たるローン債務者（原則としてローン返済口座の名義人）。

(3) 保障の内容

① 保険金をお支払いする場合、お支払いできない主な場合

契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする場合およびお支払いできない主な場合は次のとおりです。

【保険金をお支払いする場合】

被保険者が保険対象期間内に次のア. ～エ. のいずれかに該当した場合、次のア. ～エ. のいずれかに該当した時におけるローン残高（未償還元本残高）および保険金支払日までの利息・遅延損害金を金融機関（組合）にお支払いします。

ア.	生まれて初めて悪性新生物（がん）に罹患し、医師によって診断確定された場合（保険対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物と診断確定された場合を除きます。）
イ.	急性心筋梗塞を発病し、それにより初めて医師の診療を受けた日以後60日以上継続して労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。）であったと医師によって診断された場合
ウ.	脳卒中を発病し、それにより初めて医師の診療を受けた日以後60日以上継続して言語障害、運動失調または麻痺等の他覚的な神経学的後遺症があったと医師によって診断された場合
エ.	高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎またはウイルス肝炎を発病し、その疾病により被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が、その状態となった日からその日を含めて365日以上継続した場合

【保険金をお支払いできない主な場合】

●悪性新生物（がん）

・保険対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定された場合には、その事実を被保険者が知っているといないとにかかわらず、お支払いの対象となりません。

●急性心筋梗塞・脳卒中

・所定の状態が、その状態となった日からその日を含めて60日以上継続しなかった場合は、お支払いの対象となりません（身体症状等がいったんは軽快し、再度症状等が出現した場合は、お支払いの対象となりません。）。

・急性心筋梗塞・脳卒中が保険対象期間の開始前に生じていた場合は、その事実を告知していたとしても、その生じていた疾病についてはお支払いの対象となりません。

●高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎・ウイルス肝炎

・「被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態」が、その状態となった日からその日を含めて365日以上継続しなかった場合は、お支払いの対象となりません。

・高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎・ウイルス肝炎が保険対象期間の開始前に生じていた場合は、その事実を告知していたとしても、その生じていた疾病についてはお支払いの対象となりません。

② 保険金額 契約概要

●**保険金額**は、保険金をお支払いする事由に該当した時におけるローン残高（未償還元本残高）および保険金支払日までの利息・遅延損害金となります。

③ 保障の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

●保障の開始：**保険対象期間**の初日の午前0時

ただし、悪性新生物（がん）に対する保障は、**保険対象期間**の初日から起算して90日を経過した日の翌日に開始します。

●保障の終了：**保険対象期間**の末日の午後12時

(4) 満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 加入申込時におけるご注意事項

(1) 告知義務 注意喚起情報（加入申込書の記載上の注意事項）

被保険者には告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、**危険**に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入申込書に記載された内容のうち、「告知事項欄」に記載の「被保険者の健康状態等」のことです。「被保険者の健康状態等」が、事実と違っている場合、または事実を記入しなかった場合、保険対象期間の初日から1年以内であれば、「告知義務違反」としてこの保険を解

除することがあります。また、この保険を解除した場合は、保険金をお支払いできないことがあります(注)ので、加入申込書の記入内容を必ずご確認ください。

【健康状態等の告知について】

- 被保険者の健康状態等に関する質問事項に正確にご回答ください。回答は、口頭ではなく、加入申込書「告知事項欄」に、必ず被保険者本人がご記入のうえ、記名・押印をお願いします。
- 住宅ローンの借入金額が5,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。なお、健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。
- 健康状態等の告知の内容や医師の診査の結果（または健康診断結果表等の内容）により、お引受けできない場合があります。

(注)「保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との間に因果関係がないことを確認できた場合は、保険金をお支払いします。

- 今までに悪性新生物（上皮内がん、皮膚がんを含みます。）と診断されたことがある場合には、この保険にご加入いただくことはできません。

(2)クーリングオフ **注意喚起情報**

この保険は農林中央金庫を保険契約者とする団体契約であるため、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3 ご加入後におけるご注意事項

(1)被保険者の脱退 **契約概要** **注意喚起情報**

- 次の①～⑤のいずれかの事由に該当した場合は、この保険から脱退となります。なお、脱退に際して返戻金等のお支払いはありません。

	脱退事由	脱退日
①	債務を約定完済した場合	約定完済日
②	債務を繰上完済、代位弁済または団体信用生命共済の弁済で完済した場合	債務完済日
③	金銭消費貸借契約が取消しまたは解除された場合	金銭消費貸借契約の取消日または解除日
④	団体信用生命共済が無効、消滅、取消しまたは解除となったことにより団体信用生命共済の保障を失った場合	団体信用生命共済の保障を失った日の前日
⑤	被保険者の年齢が満80歳に達した場合	被保険者の年齢が満80歳に達した日の属する月の末日

- 被保険者の希望によりこの保険から脱退することはできません。

(2)被保険者からの解約 **注意喚起情報**

一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に解約を求めることができます。

その他ご留意いただきたいこと

(1)保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しております。団体特定疾病債務補償保険は「損害保険契約者保護機構」の対象なので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金は90%まで補償されます。ただし、破綻前に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、保険金は100%補償されます。

(2)個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

本保険契約に関する個人情報は、共栄火災が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災およびグループ各社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

共栄火災は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

共栄火災は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。詳しくは共栄火災のホームページをご覧ください。

(3)その他 **注意喚起情報**

- この保険は、保険会社が引き受ける損害保険であり、共済ではありません。また、預金等ではなく、預金保護法第53条に規定する保険金の支払対象になりません。
- 保険契約を引き受けるのは保険会社であり、保険金の支払いは保険会社が行います。
- この保険への申込みの有無が、金融機関（組合）とのその他の取引に影響を与えることはありません。また、この保険への加入は融資の条件ではありません。

■保険金をお支払いする事由に該当したとき

- 保険金をお支払いする事由に該当した場合は、その事由に該当した日からその日を含めて30日以内に、特定疾病の内容等の詳細を金融機関（組合）にご通知くだ

さい。正当な理由がなく通知がない場合、事実と違っていることを通知した場合、または事実を通知しなかった場合は、それによって共栄火災が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

- 保険金をお支払いする事由に該当した場合は、特定疾病の内容等を証明する右表の必要書類をご提出いただけます。また、必要に応じて詳しい特定疾病の原因、治療の経過・内容等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類については、保険金をお支払いする事由に該当した旨の通知をいただいた際に、金融機関（組合）よりご案内します。
- 被保険者に保険金をお支払いする事由に該当した旨の通知ができない事情がある場合、被保険者と同居する配偶者の方等が、被保険者に代わって通知ください。

	必要書類	必要書類の例
①	特定疾病の内容、程度等が確認できる書類	診断書、死亡診断書、死体検案書、就業障害状況報告書など
②	医療機関等への調査のために必要となる書類	同意書 など

■重大事由による解除

被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合、この保険を解除することがあります。また、この保険を解除した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

ご加入内容の確認事項

本確認事項は、お客さまが今回お申込みされる保険について、ご希望を満たした内容となっていること、加入申込書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認ください事項】

1. この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内

内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。

- ☐ 保障の種類（保険商品）
 - ☐ 保障の内容（保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）
 - ☐ 保険金額
 - ☐ 保険対象期間
2. 健康状態の告知内容に誤りがないかご確認ください。
 3. 加入申込書に記載された被保険者の「氏名」「生年月日」「満年齢」等に誤りがないかご確認ください。
 4. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

〈保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は〉

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、お借り入れのJA窓口または共栄火災営業店にご連絡ください。

〈万一、保険金をお支払いする事由に該当した場合は〉

お借り入れのJA窓口までご連絡ください。

〈指定紛争解決機関〉 **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808（ナビダイヤルー通話料有料）
受付時間：平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

〈引受保険会社〉

 JAグループ

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋 1-18-6
ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp>

お問い合わせ先